

2013年3月19日 全11頁

教育資金の一括贈与非課税措置の解説

法案により明らかになった内容と、活用法・政策効果の考察

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 2013年3月1日、政府は「所得税法等の一部を改正する法律案」（以下、法案）を国会に提出した。法案により、平成25（2013）年度税制改正で創設するとされている教育資金の一括贈与非課税措置のスキームがより明確になった。
- 法案では、非課税となる贈与の方法を、①信託会社への信託のほか、②銀行等への預貯金の預入、③証券会社等での有価証券の購入の3つとしている。
- 法案では、口座からの教育資金の払い出し方法としては、教育資金の支払を行った後に相当額の金銭を口座から引き出す方法と、口座から金銭を引き出した後に教育資金の支払を行う方法の2つが定められている。非課税の扱いを受けるには、それぞれの方法ごとに定められた期限内に、金融機関に領収書等を提出する必要があるとしている。
- 「教育資金」の範囲ははまだ明確化されていない部分もあるが、幼稚園から大学まで私立学校に通うとすると、概ね上限の1,500万円を使い切るものと考えられる。
- 法律上は教育資金の一括贈与は、教育を受ける子どもへの贈与であるが、（贈与がなかったとしたら）その子どもを育てる親が払う予定であった教育費の負担を軽減する側面もあり、実質的には「子どもを育てる親」への贈与とも言える。子どもを育てる親の世代にとっての教育費の負担が軽減されれば、その分だけ他の費用を支出する余裕が生まれ、教育費以外についても消費が拡大する効果が考えられる。
- 平成25（2013）年度税制改正では、相続税の基礎控除の引き下げなどの相続税の課税強化も行われるとされており、生前贈与を行わなければ相続税額が増えるが、生前贈与を行えばその影響を緩和することができるという構図になっている。
- なお、教育資金の一括贈与の非課税措置を設けても、親にも祖父母にも教育資金を出せるだけの所得や資産のない家庭の子どもにとっては、何も状況は変わらない。家庭の状況にかかわらず、能力に応じて子ども本人の望む教育を受けられるようにするための施策は依然として必要とされるものと言える。

1. 法案に示されたスキーム

法案では、直系尊属（父母、祖父母など）が子や孫などの教育資金に充てるために金銭等を拠出し、金融機関に信託等をした場合に、贈与を受ける者 1 人につき 1,500 万円までの金額について贈与税を課さない制度を設けるものとしている。

贈与の方法

法案では、贈与の方法は図表 1 のように定められている。

図表 1 教育資金の一括贈与非課税措置のスキーム①（贈与の方法等）

贈与者（贈与する者）	贈与を受ける者の直系尊属（父母、祖父母など）
受贈者（贈与を受ける者）	教育資金管理契約の締結日において 30 歳未満
贈与の方法	以下のいずれかの方法 ①教育資金管理契約に基づき信託会社に信託する ②書面による贈与により取得した金銭を用い教育資金管理契約に基づき銀行等で預貯金として預入する ③書面による贈与により取得した金銭等を用い教育資金管理契約に基づき証券会社等で有価証券を購入する
非課税拠出額	「教育資金非課税申告書」および「追加教育資金非課税申告書」に記載された金額の合計額
教育資金管理契約への「非課税拠出額」の限度額	贈与を受ける者 1 人につき 1,500 万円まで （贈与する側については、何人に贈与するか、総額はいくらかについては制限なし。 贈与を受ける側については、何人から贈与を受けても、合計 1,500 万円まで）
拠出できる期間	平成 25（2013）年 4 月 1 日～平成 27（2015）年 12 月 31 日
受贈者の義務	非課税措置の適用を受ける旨、受贈者の氏名・住所等を記載した「教育資金非課税申告書」を取扱金融機関の営業所等を経由して、信託等がされる日までに受贈者の納税地の所轄税務署長に提出する。
再拠出（複数回の贈与）	上記の期間内かつ、「非課税拠出額」の限度額の範囲内であれば、同一の金融機関の教育資金管理契約において資金の再拠出（複数回の贈与）が可能。 この場合、受贈者は、「教育資金非課税申告書」を提出した金融機関の営業所等を経由して「追加教育資金非課税申告書」を追加の信託等がされる日までに、当該「教育資金非課税申告書」を提出した税務署長に提出する。

（出所）法案をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

非課税となる贈与の方法は、①信託会社¹への信託、②銀行等²への預貯金の預入、③証券会社

¹ 法案では、「信託業法第 3 条又は第 53 条第 1 項の免許を受けたものに限るものとし、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第 1 条第 1 項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む」とされている。

² 法案では、「銀行その他の預金又は貯金の受入れを行う金融機関として政令で定める金融機関をいう」とされている。

等³での有価証券の購入のいずれかとされている。なお、これらの信託会社・銀行等・証券会社等については、日本において免許交付等を受けている金融機関のことを指しており、これらを行っていない外国の金融機関は含まれない。

いずれも教育資金管理契約が必要であり、①の場合は、信託の利益の全部の受益者を子や孫などの受贈者とする必要があり、②・③の場合は預け入れられる金銭等⁴について書面により子や孫などの受贈者に贈与されていることが必要となる。

平成 25 (2013) 年 4 月 1 日から平成 27 (2015) 年 12 月 31 日までにこれら①～③の方法で贈与が行われた場合に限り、贈与税非課税の扱いを受けることができることとされている。

非課税の扱いを受けるためには、受贈者は非課税措置の適用を受ける旨、受贈者の氏名・住所等を記載した「教育資金非課税申告書」を取扱金融機関の営業所等を経由して、信託等がされる日までに受贈者の納税地の所轄税務署長に提出する必要がある。

「教育資金非課税申告書」は受贈者 1 人につき 1 通しか提出することができないものとされている。このため、受贈者 1 人につき 1 つの金融機関しか教育資金管理契約を扱うことができない。

既に教育資金管理契約を扱っている金融機関に、追加で資金を拠出することは、既に非課税で贈与を行った額と追加拠出額を合わせて 1,500 万円の範囲内であり、かつ、平成 27 (2015) 年 12 月 31 日までであれば、可能とされている。この場合は、「教育資金非課税申告書」を提出した金融機関の営業所等を経由して「追加教育資金非課税申告書」を追加の信託等がされる日までに、当該「教育資金非課税申告書」を提出した税務署長に提出する。

「非課税拠出額」はこれら「教育資金非課税申告書」および「追加教育資金非課税申告書」に記載された金額の合計額とされている。

教育資金管理契約の条件

法案では、「教育資金管理契約」の条件について、信託会社、銀行等、証券会社等のそれぞれについて、以下の図表 2 のように定められている。

図表 2 教育資金の一括贈与非課税措置のスキーム② (教育資金管理契約の条件)

共通の条件	受贈者の教育に必要な教育資金を管理することを目的とする契約であること
信託会社の場合	当該受贈者の直系尊属と受託者との間の信託に関する契約で次に掲げる事項が定められているもの <ul style="list-style-type: none"> ・信託の主たる目的は、教育資金の管理とされていること ・受託者がその信託財産として受け入れる資産は、金銭等に限られるものであること ・当該受贈者を信託の利益の全部の受益者とするものであること ・その他政令で定める事項

³ 法案では、「金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業者（同法第 28 条第 1 項に規定する第 1 種金融商品取引業を行うものに限る）」とされている。

⁴ 銀行等においては、書面により贈与された「金銭」を預け入れる場合とされているが、証券会社等においては、書面により贈与された「金銭等」（金銭もしくはこれに類するものとして政令で定めるもの）とされている。

銀行等の場合	当該受贈者と銀行等との間の普通預金その他財務省令で定める預金または貯金に係る契約で次に掲げる事項が定められているもの <ul style="list-style-type: none"> ・教育資金の支払に充てるために預金または貯金を払い出した場合には、当該受贈者は銀行等に領収書等を提出することが定められているものであること ・その他政令で定める事項
証券会社等の場合	当該受贈者と証券会社等との間の有価証券の保管の委託に係る契約で次に掲げる事項が定められていること <ul style="list-style-type: none"> ・教育資金の支払に充てるために有価証券の譲渡、償還、その他の事由により金銭の交付を受けた場合には、当該受贈者は証券会社等に領収書等を提出することが定められていること ・その他政令で定める事項

(出所) 法案をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

「教育資金」と「教育資金支出額」の定義と領収書等の提出

法案では、「教育資金支出額」について、以下の図表3のように定められている。

図表3 教育資金の一括贈与非課税措置のスキーム③（教育資金と領収書等）

教育資金	①学校等に直接支払われる入学金、授業料等 ②学校等以外の者に、教育に関する役務の提供の対価として直接支払われる金銭等
教育資金支出額	教育資金のうち、金融機関に領収書等が提出され、金融機関が確認を行い、記録された金額（ただし、上記②については500万円までしか「教育資金支出額」に算入できない）
受贈者の義務	教育資金の支払に充てるために口座から金銭を引出す場合には、金融機関に領収書等（注）を提出する。
領収書等の提出期限	いずれかの方式を受贈者が選択する [教育資金支払後口座引出し方式] ⁵ 教育資金の支払を行った後に相当額の金銭を口座から引き出す場合 →当該領収書等に記載された支払日から1年以内 [口座引出し後教育資金支払方式] ⁶ 口座から金銭を引き出した後に教育資金の支払を行う場合 →当該領収書等に記載された日の属する年の翌年の3月15日まで
金融機関の義務	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された領収書等により、払い出された金銭が教育資金に充当されたことを確認し、当該領収書等に記載された支払の金額および年月日について記録をし、当該記録と領収書等を「信託等の終了日の翌年の3月15日後6年を経過する日」まで保存する。 ・「口座引出し後教育資金支払方式」においてある年の口座からの支払額が領収書等の合計額を下回るときは、上記の記録をする金額は、当該支払額を限度とする。

(注) 教育資金の支払に充てた金銭に係る領収書その他の書類または記録でその支払を証するもの

(出所) 法案をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

⁵ 法案では「教育資金の支払に充てた金銭に相当する額を払い出す方法により専ら払出しを受ける場合」とされているが、ここでは「教育資金支払後口座引出し方式」とした。

⁶ 法案では「前号（筆者注：教育資金の支払に充てた金銭に相当する額を払い出す方法により専ら払出しを受ける場合）以外の場合」とされているが、ここでは「口座引出し後教育資金支払方式」とした。

「教育資金」のうち、金融機関に領収書等が提出され金融機関が確認を行い記録された金額を「教育資金支出額」としている。

「教育資金」のうち、学校等に直接支払われる入学金、授業料等は上限なしに「教育資金支出額」とされる（もっとも「非課税抛出资额」が 1,500 万円以内なので、「教育資金支出額」が 1,500 万円超となっても課税上の意味はない）。法案では学校等とは、学校教育法第 1 条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校）、同法第 124 条に規定する専修学校、同法 134 条 1 項に規定する各種学校、その他これらに類する施設として政令で定められるものとしている（外国の学校等については政令で指定されるものと思われる）。

「教育資金」のうち、学校等以外の者に、教育に関する役務の提供の対価として直接支払われる金銭等については、累計で 500 万円までしか「教育資金支出額」に算入できない。詳細は政令で定められるが、塾や習い事の入会金・月謝等が該当するものと考えられる。

口座から引き出した金銭をこれらの教育資金の支払に充てた場合、受贈者は領収書等を期限内に金融機関に提出しなければならない。

領収書等の提出期限は、受贈者が「教育資金支払後口座引出し方式」か「口座引出し後教育資金支払方式」のいずれを選択するかにより異なる。「教育資金支払後口座引出し方式」は先に教育資金を支払った後に口座から相当額を引き出す方法、「口座引出し後教育資金支払方式」は先に口座から金銭を引出した後に教育資金を支払う方法である。

金融機関への領収書等の提出期限は、「教育資金支払後口座引出し方式」では当該領収書等に記載された支払年月日から 1 年を経過する日まで、「口座引出し後教育資金支払方式」では当該領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年の 3 月 15 日が期限とされている。

なお、「口座引出し後教育資金支払方式」においてある年に口座から引き出した額よりも、提出された領収書等に記載された同年の「教育資金」の額が多かった場合は、その年の「教育資金支出額」とされるのは口座から引き出した金額までとされている。

万一、受贈者が教育資金の支払に充てるために口座から引き出した金銭が教育資金の支払に充てられていないこと、教育資金非課税申告書が 2 通以上提出されていること、非課税抛出资额が 1,500 万円を超えていることを税務署が知ったときは、取扱金融機関にその旨等を通知するものとされている。この場合、通知を受けた取扱金融機関は記録を訂正しなければならないとされている。

「教育資金管理契約」の期間と終了時の扱い

教育資金管理契約においては、受贈者が教育資金を必要とする都度、当該契約を結んだ金融機関の口座から金銭を引き出して支払に充てることになる。法案における「教育資金管理契約」の期間と終了時の扱いをまとめたものが図表 4 である。

図表 4 教育資金の一括贈与非課税措置のスキーム④（教育資金管理契約の終了時）

教育資金管理契約の期間	下記のいずれかに該当して教育資金管理契約が終了するまで ①受贈者が 30 歳に達する ②受贈者が死亡する
-------------	--

	③口座の残高が0になる（受贈者と金融機関との間で教育資金管理契約を終了させる合意があった場合に限る）
教育資金管理契約終了時の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・30歳到達時（または、残高が0になったとき） 「非課税拠出額」（図表1）から「教育資金支出額」（図表3）として払い出した額を差し引いた残額があれば、30歳到達時（または残高が0になった時）に贈与があったものとして贈与税を課税 ・死亡時 「非課税拠出額」から「教育資金支出額」として払い出した額を差し引いた残額があっても贈与税非課税
金融機関の義務	当該教育資金管理契約に係る受贈者の氏名・住所等を記載した「教育資金管理契約の終了に関する調書」を当該教育資金管理契約が終了した日（死亡時はその事実を知った日）の属する月の翌々月末日までに当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出する。

（出所）法案をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

教育資金管理契約は①受贈者が30歳に達する、②受贈者が死亡する、③口座の残高が0となる（③については、受贈者と金融機関との間で教育資金管理契約を終了させる合意があった場合に限る）のいずれかに該当したときに終了し、いずれかに該当するまで継続する。

教育資金管理契約の終了時には、30歳到達時（または残高が0になったとき）は、口座に拠出された額から教育資金支出額として払い出した額を差し引き、残額があれば30歳到達時（または残高が0になったとき）に贈与があったものとして贈与税を課税するものとしている。

「30歳到達時の口座残高」ではなく、「非課税拠出額」から「教育資金支出額」を差し引いた額について贈与税が課税されるのが特徴である。すなわち、教育資金以外の目的で口座から引き出した場合や、教育資金に支出したが領収書等を提出しなかった場合などについては、口座の残高が0であったとしても、贈与税が課税されるものと考えられる。

もっとも、このような規定が定められているということは、口座に拠出された額を教育資金以外に利用することも（30歳到達時等に、贈与税が課税されることにはなるが）可能であると想定されているものと考えられる。

なお、贈与税非課税で拠出された資金を、口座内で運用することもできる。口座内の運用により譲渡益・利子・配当などが得られた場合は、その譲渡益・利子・配当などについては通常通り所得税等が課税されるが、贈与税はかからないものとされている。

他方で、口座内の運用によって損失が生じた場合についてはその損失分は「教育資金支出額」とはならないため、贈与税が課税されるものと考えられる。すなわち、口座内の運用で損失が発生した場合は、元本が毀損する上に贈与税を課税されるという厳しい状況となるものと考えられる。口座内でのリスクを取った運用については慎重に検討した方がよいものと考えられる。

受贈者が死亡した場合については、「拠出額から教育資金支出額を差し引いた額」があっても贈与税を課さないものとしている。

金融機関は、教育資金管理契約の終了時に当該教育資金管理契約に係る受贈者の氏名・住所等を記載した「教育資金管理契約の終了に関する調書」を当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2. 活用法と政策効果の考察

1500万円を「教育資金」で使い切れる？

贈与税非課税で贈与をするためには、口座から引き出した金銭について、教育資金に充てたかどうか厳しく管理されることになる。

では、上限の1,500万円の贈与を行った場合、子や孫が教育資金として使い切れず、残額に贈与税が課税されるということは起こりうるのだろうか。

図表4は統計をもとに試算した学校別の1人あたりの「教育資金」の推計額である。

「教育資金」として認められる範囲が法案では明確化されていないため、ここでは、給食費、通学費、制服代、施設利用費などをすべて含めない場合を下限とし、これらをすべて含める場合を上限として「教育資金」の金額を推計した。

図表5を見ると、例えば学校等への支払額は大学の時期に最も多くなり、平均で、国立であれば204～264万円、私立であれば460～528万円である。学校等以外への支払額については小学校の時期に最も多くなり、公立小学校に通っている者の平均で94～124万円、私立小学校に通っている者の平均で260～350万円である。

図表5 学校別の1人あたりの「教育資金」の推計額（単位：万円）

	学校等への支払額		学校等以外への支払額	
	公立(国立)	私立	公立(国立)	私立
幼稚園	22～45	73～116	15～25	32～45
小学校	0～58	258～529	94～124	260～350
中学校	0～50	126～300	74～88	61～84
高校	0～71	68～206	33～47	52～71
大学	204～264	460～528		

(注)それぞれの学校にいる年数分(幼稚園は3年とした)の総額である。「公立(国立)」の欄は、高校までは公立、大学は国立を意味する。各欄の金額の下限は「教育資金」の定義を厳しく見積もった場合(給食費、通学費、制服代、施設利用費などを含まないものとした)、上限は甘く見積もった場合(前述のものを含むものとした)の金額である。大学における「学校等以外への支払額」については統計が得られなかった。万円未満四捨五入。

(出所)文部科学省「平成22年度子どもの学習費調査」および日本学生支援機構「平成22年度学生生活基本調査」をもとに大和総研推計

図表5をもとに、進学コース別の1人あたりの「教育資金支出額」を推計したものが図表6である。

幼稚園から大学まですべて国公立(A)であれば、「教育資金支出額」は441～772万円であり、上限まで1,500万円を贈与していれば使い残しが十分に考えられる。

しかし、高校まで私立、大学は国立(E)やすべて私立(F)の場合は「教育資金支出額」は、Eの場合で1,133万円～1,965万円、Fの場合で1,389万円～2,229万円となる。保守的に見積もっても「教育資金支出額」は上限の1,500万円に近くなる見込みで、上限までの1,500万円を「教育資金支出額」でほぼ使い切る見込みである。

図表 6 進学コース別の 1 人あたりの「教育資金支出額」の推計額（単位：万円）

	教育資金の金額			教育資金支出額
	学校等への 支払額	学校等以外 への支払額		
A	すべて公立(大学は国立)の場合	226 ～ 488	215 ～ 284	441 ～ 772
B	高校まで公立、大学は私立の場合	482 ～ 752	215 ～ 284	697 ～ 1,036
C	中学まで公立、高校から私立の場合	550 ～ 886	235 ～ 308	784 ～ 1,195
D	小学まで公立、中学から私立の場合	675 ～ 1,136	222 ～ 304	897 ～ 1,440
E	高校まで私立、大学は国立の場合	728 ～ 1,414	405 ～ 551	1,133 ～ 1,965
F	すべて私立の場合	984 ～ 1,678	405 ～ 551	1,389 ～ 2,229

(注) 万円未満四捨五入。

(出所) 文部科学省「平成22年度子どもの学習費調査」および日本学生支援機構「平成22年度学生生活基本調査」をもとに大和総研推計

幼稚園入園前までに、教育資金の一括贈与の非課税措置で贈与を行っておけば、子どもを幼稚園から高校まで私立学校に通わせ、大学にも通わせることで 1,500 万円程度を「教育資金支出額」として使い切ることができるものと考えられる。

一方で、高校入学後など子どもがある程度成長してから贈与を行った場合は、(後述の海外留学等の場合を除いては) 1,500 万円程度を「教育資金支出額」で使い切ることは困難なものと考えられる。

外国への留学資金として使えるか？

例えば、米国の私立大学に私費で留学すると、授業料だけでも年間 100 万円～300 万円程度かかるとされる。さらに滞在費・渡航費等も考慮すると、4 年間留学するとして、大学生活に 1,000 万円以上が必要になるケースも考えられる。

教育資金の一括贈与非課税措置により 1,500 万円の上限近い金額の贈与を受けられれば、このように高額な授業料等がかかる海外留学が可能になる者が増えるものと考えられる。

海外の大学への支払額は、おそらく政令により「学校等への支払額」として「教育資金支出額」と認められるものと考えられる。しかし、この場合の滞在費・渡航費等については、法案に記載された「教育に関する役務の提供の対価として直接支払われる金銭等」の定義から鑑みるに「教育資金支出額」として認められるのは厳しいようにも思われる。

また、法案では、教育資金非課税措置を取り扱える金融機関は、日本において免許交付等を受けている金融機関とされており、領収書等の提出は領収書等の支払年月日から 1 年以内などと規定されている。このため、海外留学中の子どもが、教育資金を口座から引き出したり、取扱い金融機関に領収書等を提出したりする際に困難が生じることも考えられる。

教育資金の一括贈与非課税措置を活用した海外留学を増やしたいのであれば、海外留学時においては口座からの教育資金の引き出し方法や、領収書等の提出期限などにおいて柔軟な対応を行い、制度を利用しやすくする必要があるだろう。

教育費を支払う場合の現行法上の贈与税の扱いとの違い

現行法上、相続税法により「扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにし

た贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの」⁷には贈与税は課されない。

この「扶養義務者」とは、民法上の扶養義務者としての兄弟姉妹および直系血族などが規定されており、父母や祖父母などが含まれる⁸。

この「教育費」については、「被扶養者の教育上通常必要と認められる学資、教材費、文具費等をいい、義務教育費に限らない」⁹とされているが、これは「必要な都度直接これらの用に充てるために贈与によって取得した財産」¹⁰に限られ、「教育費の名義で取得した財産を預貯金した場合又は株式の買入代金若しくは家屋の買入代金に充当したような場合における当該預貯金又は買入代金等の金額は、通常必要と認められるもの以外のものとして取り扱う」¹¹とされている。

すなわち、父母や祖父母などの扶養義務者が教育上通常必要と認められる教育費を「必要な都度直接」支払った場合については、贈与税はかからないものとなっている。

しかし他方で、将来の教育費のために予め資金を贈与する場合については現行法上、贈与税が課税される。

その他、現行法上贈与税の暦年課税には年 110 万円の基礎控除が認められており、毎年 110 万円以内の贈与であれば、前述のような「教育費」に該当しなかったとしても贈与税がかからずに贈与することが可能である。ただし、定期的に贈与を行うと、いわゆる「連年贈与」に該当し一括して贈与したのものとして課税されるかどうか疑義が生じるものとなっている¹²。

教育資金の一括贈与非課税措置を利用すれば、これらの疑義が生じずに教育資金を非課税で贈与できるものとなっている。

子どもへの贈与？ 子どもを育てる親への贈与？

ところで、祖父母が孫に教育資金を一括贈与するというのは、実質的には誰への贈与になるのだろうか。

もちろん、法律上は、教育資金を贈与される子ども自身である。しかし、もしその贈与がなかったとしたら、その教育資金は誰が支払っていたのだろうか。

もし贈与がなかったとしたら、子どもが自分の学費を奨学金の借入れやアルバイト等で稼ぐことによって支払うことが予定されていたとすれば、名実ともに教育資金は子どもへの贈与といえる。

しかし、贈与がなかったとしたら教育資金は子どもではなくその子どもを育てる父母（親）が支払うことが予定されていたとすれば、子どもに教育資金が贈与されると、その子どもを育

⁷ 相続税法 21 条の 3 第 1 項 2 号

⁸ 民法 877 条により、直系血族および兄弟姉妹に相互扶養義務があるとしており、家庭裁判所は特別の事情があるとき、3 親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。税制上は、民法上の扶養義務者に加え、3 親等内の親族で生計を一にする者については、家庭裁判所の審判がない場合であっても扶養義務者と扱うこととされている（相続税法基本通達 1 の 2-1）。

⁹ 相続税法基本通達 21 の 3-4

¹⁰ 相続税法基本通達 21 の 3-5

¹¹ 同上

¹² 国税庁は、「10 年間にわたって毎年 100 万円ずつ贈与を受けることが、贈与者との間で約束されている場合には、1 年ごとに贈与を受けると考えるのではなく、約束をした年に、定期金に関する権利（10 年間にわたり毎年 100 万円ずつの給付を受ける権利）の贈与を受けたものとして贈与税がかかりますので申告が必要です」（タックスアンサー No. 4402 「贈与税がかかる場合」[平成 23 年 6 月 30 日現在法令等]）と説明している。

てる父母は、その分だけ教育資金を支払わなくてよいことにもなる。その面で見れば、教育資金の一括贈与というのは、実質的には子どもに対する贈与ではなく、子どもを育てる親への贈与とも考えられるのである。

子どもを育てる親の世代にとっての教育費の負担が軽減されれば、その分だけ他の費用を支出する余裕が生まれ、教育費以外についても消費が拡大する効果が考えられる。

相続税の課税強化との関連

平成 25 (2013) 年度税制改正では、教育資金の一括贈与の非課税措置を設けるとしている一方で、相続税の基礎控除の引き下げなどの相続税の課税強化も行うとしている。

法案では、平成 27 (2015) 年 1 月 1 日以後の相続等から、基礎控除を「5,000 万円＋法定相続人数×1,000 万円」から「3,000 万円＋法定相続人数×600 万円」に 4 割引き下げるなどの課税強化を行うとしている。相続税の課税強化策については、税率の引き上げもあるが、税率引き上げの影響を受けるのは基礎控除後の課税遺産総額が少なくとも 2 億円超であるケースに限られ¹³、基礎控除の縮小による影響がより大きなものといえる。

例えば、法定相続人数が 3 人であれば、基礎控除は現在 8,000 万円であるが、法案による改正後は 4,800 万円へと 3,200 万円縮小されることになる。しかしながら、4 人の孫に 800 万円ずつ計 3,200 万円を教育資金の一括贈与の非課税措置によって予め贈与しておけば、贈与を行わなかった場合と比べて課税遺産総額が 3,200 万円減少することになるため、法案による改正後も現行と比べて相続税額は変わらないことになる(前述の税率引き上げの影響を受けない場合)。

このように、相続税の基礎控除の引き下げなどの相続税の課税強化が行われる中で、教育資金の一括贈与の非課税措置を設けるとされているため、生前贈与を行わなければ相続税額が増えるが、生前贈与を行えばその影響を緩和することができるという構図になっている。

特に、相続税の課税対象となりうるような者にとっては、生前贈与を強力に促進する策となっているものと言えるだろう。

教育の機会保障施策はなお必要

子どもの大学進学率は親の所得に比例する傾向があり¹⁴、子どもの学歴は子どもの所得を決める大きな 1 要素となっている¹⁵。親の所得が高い→子どもの学歴が高くなる→子どもの所得が高くなるというように、教育格差を通じて、親の所得格差が子に受け継がれることが考えられる。

親の所得は低いが祖父母の資産は多いという家庭において、教育資金の一括贈与が行われれば、親の所得が低い家庭の子どもがより高い教育を受けられることにより、教育格差を通じた所得格差の固定化の傾向を弱める効果が期待される。

ただし、教育資金の一括贈与の非課税措置を設けても、親にも祖父母にも教育資金を出せる

¹³ 法定相続人が 1 人のみの場合。法定相続人が 2 人以上であれば、税率引き上げの影響を受けるのは、より課税遺産総額が多いケースに限られる。

¹⁴ 例えば、東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター「高校生の進路と親の年収の関連について」(2009 年 7 月 31 日)によると、4 年制大学への進学率は、親の年収が 400 万円以下の高校生は 31.4%だが、親の年収が 1,000 万円超の高校生は 62.4%となっている。

¹⁵ 例えば、独立行政法人労働政策研究・研修機構『ユースフル労働統計 2012—労働統計加工指標集—』によると、一般労働者の生涯賃金(定年まで、退職金を除く)は 2009 年において、高校卒の男性では 1 億 9,040 万円、大学・大学院卒の男性では 2 億 5,180 万円となっている。

だけの所得や資産のない家庭の子どもにとっては、何も状況は変わらない。家庭の状況にかかわらず、能力に応じて子ども本人の望む教育を受けられるようにするための施策は依然として必要とされるものと言える。

【以上】